

令和2年第4回大木町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 令和2年9月18日（金） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康兼福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画兼環境課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①財産の取得について

②令和元年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定について
(各決算審査特別委員会付託)

③令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(第2決算審査特別委員会付託)

④令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(第2決算審査特別委員会付託)

- ⑤令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(第1決算審査特別委員会付託)
- ⑥町道の路線の認定について
(総務建設産業常任委員会付託)
- ⑦新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- ⑧大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑨大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑩諸般の報告
- ⑪会議録署名議員の指名について

8. 議事

議長 皆さん、おはようございます。

9月定例会も本日で最終日となりました。本日は、主に定例会初日また2日目に付託しておりました令和元年度の決算認定における委員長の報告となっております。また、その委員長の報告の中には、執行部にとって耳の痛いところもあるかもしれません。しかし、虚心坦懐に耳を傾けていただき、議会としても住民福祉向上のための言葉として真摯に受け止め、本年度また次年度以降の事業推進に努めていただきたいと思います。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第4回定例会4日目を開会します。

本日も安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第1、議案第72号財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第72号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

本案は、小・中学校全学年の児童・生徒に1人1台の情報機器端末——Wi-Fi端末を取得することについて、日興通信株式会社九州支店と物品売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 詳細にわたる説明を所管課長に求めます。内藤学校教育課長。

学校教育課長 議案第72号財産の取得についてご説明いたします。

今回の財産の取得は、文部科学省のGIGAスクール構想の実現における小・中学校全学年の児童・生徒に1人1台の学習用コンピューターを整備する方針を踏まえ、大木町の小・中学校4校に情報機器合計1,478台を整備するものです。

参考資料をお願いいたします。

今回の財産の取得につきましては、大木町立小・中学校ICT教育環境整備事業として町内小・中学校の情報通信ネットワーク整備業務委託と町内小・中学校情報機器購入を合わせた事業者を公募型プロポーザルにて実施し、4者の参加申込みがあり、令和2年8月27日にプレゼンを受け、審査委員会を開催しました。

その結果、評価点が最も高かった日興通信株式会社九州支社を選定業者とし、議案書に戻りまして取得価格は消費税込み5,836万6,220円となります。事業費上限額と比較しますと87.75%の額となっております。

財産の取得につきましては、地方自治法及び大木町条例の規定により、予定価格700万円以上のものにつきましては議会の議決に付さなければならないので、お願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第72号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

省略することについて採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 挙手多数です。議案第72号、本案については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

日程第1、議案第72号財産の取得については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第72号、本案については原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第63号令和元年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、去る9月3日に決算審査特別委員会に付託されておりましたので、各決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

第1決算審査特別委員会委員長、徳永伸行委員長。

徳永委員長 令和2年第4回大木町9月定例議会に提案されました議案第63号令和元年度大木町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、第1決算審査特別委員会に付託されました総務課、企画課、会計課、税務町民課、建設水道課、産業振興課、農業委員会、議会事務局の6課1局1委員会の決算審査を9月8日より議員控室において、順次各課局の担当課長、局長及び係長の出席を求めて審査いたしました。

本会議の中で、一般会計歳入歳出決算書及び主要な施策の成果、さらに監査委員による決算審査意見書等で既に報告済みではありますが、詳細なる説明を求め、審査を実施したところであります。

まずは、一般会計の決算概要を申しますと、令和元年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額62億2,905万7,000円、歳出総額58億999万9,000円、差引額4億1,905万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源1億6,439万7,000円、実質収支額は2億5,466万1,000円の黒字となっています。

標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は7.9%となっている。実質収支比率は一般的に3から5%が望ましいとされていることから、良好な結果になったことは評価すべきところであります。

次に、令和元年度一般会計の歳入状況は、予算現額65億5,945万9,000円、調定額62億9,764万7,000円、収入済額62億2,900万5,000円、不納欠損額497万4,000円、収入未済額6,361万6,000円となっており、予算現額に対する収入済額は執行率95%となっております。

収入の特徴は、地方交付税2.9%増、寄附金・ふるさと納税が60.9%減、町税が2.4%増、国庫支出金が10%の増、県支出金が1.4%の減少

となっています。

収入未済額の内訳は、町民税1,990万7,000円、固定資産税2,335万9,000円、軽自動車税246万5,000円、町有水路埋立払下げ収入94万2,000円などとなっております。

滞納処理については、職員の徴収への努力の跡がうかがわれ、不納欠損についてはやむを得ないものがありますが、大多数を占める善良な納税者に不満を抱かせるような結果にならないように、引き続き収納対策の強化を望むものがあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大がいつまで続くか先行きが不透明であり、どのような影響を受けるか分かりません。今後も、計画的な施策の実施と効果的な予算の執行に努められ、健全な財政運営を堅持されることを期待しております。

次に、特別委員会での各課の審査の内容を報告しますが、委員からの質疑、要望、提言等の回答を中心に報告します。

総務課。

屋上に太陽光発電設備が設置されているが、庁舎電気料は売電後の電気料なのか、それとも庁舎で使用する総電気料金なのか。照明器具のLED化は進んでいるのかという問いに対し、太陽光発電分を除いた電気料であり、実使用料金ではない。太陽光発電は10キロワットで売電は行っていない。年間1万2,000キロワットほど発電していると思われる。照明器具はほとんどLEDに交換している。ただ、倉庫など使用頻度の少ないところに蛍光灯が残っている。防犯灯も新設部分はLEDであり、壊れた防犯灯からLEDに交換している。

次に、公有物件敷地借上料が計上されているが、何件ぐらい残っているのか。公有物件敷地は早く町有地にしたほうがいいのか。公有物件敷地に関

しては37件ある。町のほうで購入できるところは購入していく方針であり、交渉できるところから徐々に購入しており、今後も進めていく。

次に、現在、消防団員の定数は何人なのか。現在の在籍人員は何人で定員は足りているのか。現在、定員168名に対し162名で6名の欠員状況である。消防団員の成り手がない状況であり、定員割れをしている。地域に特化した新たな消防団員の在り方、活動の中身を制限した機能別消防団員などを検討している。自主防災会や消防団OBの方、年配の方でもお助けできるような仕組みも考えてはどうか。定期的な訓練等が必要で、初期消火の段階ではできるかもしれないが危険が伴うので難しい。

次に、自主防災会の役員などはどのような方が就かれているのか。自主防災会の役員の中に女性も参加させてほしい。今度、防災士の資格制度の講習があり、今回3名ほど参加申込みされている。その方々に女性の活躍の場があることを広めてもらえたらと思う。

総務課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、企画課。

くーみんテレビとの契約が終了して、NTTの光ケーブルの工事に着手すると思うが、ICT基盤整備ケーブル保守委託料やICT基盤整備電柱使用料、土地使用料などを今後も継続して支払う必要があるのか。現在、保守料と貸付料は相殺すればほぼゼロである。今後、1年ごとに契約更新していくことで進めていく予定である。くーみんテレビに加入しているところもあり、すぐに終了するわけではなく、撤去するにしても費用がかかる。今後は、久留米市(三潨町、城島町)と足並みをそろえて交渉していく。

次に、花のあるまちづくり交付金は、子供たちに夢を持たせるきっかけにな

るし、コミュニティーの活性化にもつながる。機会があれば復活してほしい。花のあるまちづくりについては、今後も取組むようにしているとのこと。さるこいフェスタをアクアス主催から校区コミュニティーに移行したのはなぜか。校区コミュニティーの活性化を図るにはそのほうが良いと判断した。区中の皆さんがコミュニティーセンターに来られる機会も今まで少なかったのでいきつけかけになると考え、また活動の拠点になればと思い移行した。

次に、夢あふれるまちづくり推進事業の委員会の構成はどのようになっているのか。ふるさと納税の基金活用事業の応募はなかったのか。副町長が委員長でJAから1名、商工会から1名、公募で3名の方で構成している。応募は大莞少年消防クラブの1件のみで、現在、JAの青年部や商工会に当たっているところで、自分たちだけではできないけれども魅力ある事業であり、お金がかかる事業などを提案してもらうよう依頼しているところです。職員からの提案が何件か出ており、その中から二、三件採用を検討している。

企画課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、産業振興課、農業委員会。

農業振興地域全体の見直しを行っていると思うが、進捗状況はどのようになっているか。見直しにより農地と農地以外の色分けが明確になってくるのか。農用地として指定する農地の積み上げをしている状況。これを精査する段階まで来ている。その後、県と協議することになっている。新型コロナウイルスの影響で農家説明会が開催できない状況で、広報誌に内容の説明を掲載するようにしている。農地と農地以外の色分けをしているわけではなく、農用地の中で優良農地とそうでない農地を見直していると。国道442バイパスの筑後市高江の信号から西は筑後導水の恩恵を受けた農用地であり、町単独で決められる

ものではない。

次に、施設園芸労働環境改善支援事業で不用額が80万円出ているが、補助対象外のトイレの設置申請であったために補助できなかったのか。補助対象になっているのは仮設トイレだと思うが、新規就農者だけではなく、最近の若い人たちは非衛生的で臭いがするため、使いたがらないのではないか。補助対象になっているのは田んぼに手を加えない仮設トイレのようなものが対象となっている。事前調査の結果、普通のトイレで浄化槽を埋め込み、設置しようとしてあった。そのため補助は出ない、許可も下りないということで申請が出なかったもの。トイレは大事な問題だと考える。男女別々の水洗トイレを設置するとかできないのか。今のままでは農業をしようとする人はいなくなるのではないか。現状では、法の下、厳しいことは分かるが、できる方法はないか検討を望む。

地域ポイント事業カード発行枚数が1,676枚、商品券交換枚数が534枚、まだまだ少ないのではないか。ポイントが発行されているが商品券への換金がされていない。カード内に残ったままになっているのか。実態が十分つかめていない。ポイントを商品券に変えるまでの仕組みが十分浸透していないように感じる。換金率を高める仕組みをつくり、構築するようにする。

産業振興課、農業委員会に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

建設水道課。

筑後地区の堀は、大雨のときのダムの役割も果たしている。現在、泥土の量が増え、水深が浅くなり、その役割を果たせなくなっている。大木町だけではなく、筑後地区全体で考える必要が出てきている。泥土の問題は以前から出ているが、現在、県内でリサイクルシステムは出来上がっている。近隣で二、

三の業者が再生土として販売しており、町でも利用している。ただ、泥土を置く場所の問題、経費がかかり過ぎるなど問題がある。

次に、全ての橋梁の点検が終了しているようだが、老朽化した橋の架け替えには補助があるのか。平成29年度に全て点検終了して改修計画はできている。補助を見ながら架け替え、改修を進めていく。早急に改修すべき橋梁はない。

次に、各区長から要望が出ていると思うが、要望に対する出来高はデータベース化して管理できているのか。データベース化して管理している。昔からの分も登録済み。ただ、現場間で処理されたものについては未処理の分があると。

次に、老朽空き家は何軒ぐらいあるのか。周辺は危険で怖いと思うが、改善のための督促状など出しているのか。現在、把握しているのは2件確認している。連絡文書を出すなどして対応しているが、なかなか前に進まない。台風などのとき、周辺住民から苦情も来るが、督促状を出してもなかなか処理してもらえないのが現状とのこと。

建設水道課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

税務町民課。

マイナンバーカード登録はどのくらい進んでいるのか。令和元年度311件、令和2年度、現在400件程度となっている。登録率は13%ぐらいであり、お年寄りの身分証にもなり、マイナポイントの付与で増加しているのではないかと。

次に、コンビニエンスストアでの納付が始まって二、三年になるが、それにより納付率が上がったとか、夜中でも振込できる軽自動車税の納付率が上がったとか、効果が上がった項目はあるのか。コンビニ納付による効果は比較検討はしていないが、ここ数年収納率は現年度99.1%とほぼ横ばいとなってい

る。内訳を見ると口座振替が64%、窓口支払いが23%、コンビニ収納が13%となっている。コンビニ収納率は軽自動車税が26%、町民税が21%、固定資産税は9%、国民健康保険税は8%となっている。毎年言っているが、徴収係は正義感と責任感を持って徴収率アップに努力していただきたい。ただし、身の危険にさらされることのないよう願います。

税務町民課の管轄分に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

会計課。

総務省が示した公会計制度における統一的な基準による財務書類の作成、固定資産台帳の整備を進めてきた。住民や議会への財務情報の開示、財政運営、政策形成や資産、債務管理、町の資産形成に関する情報の把握と分析、予算編成等や公共施設マネジメント等への活用のため、基礎資料の整備と財務情報の分析と説明責任を果たしていくことを目的として、委託業務により整備を行い、今後の活用に向け、内容を分析している。

会計課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議会事務局。

議会事務局に関しては、質疑はありましたが、特段報告すべきものはなかった。新任議員研修は大変ためになった。今後、さらに研修に参加しやすくなるようにしてほしい。

議会事務局に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第1決算審査特別委員会に付託されました6課1局1委員会については、厳しい財政の下、歳出削減の努力がうかがわれ、適正な予算執行がなされており、

これからも活性化と効率化を期待するものであります。

また、一方で、最も大切な住民サービスの低下がないよう、切に望むものであります。

予算執行については、不用額が見受けられるので、予算計上時における確かな把握と適宜減額補正をお願いし、執行計画及び状況を分析し、財政の有効活用を望むものであります。次なる予算編成と財政運営に生かされることを期待します。

交付率のよい事業への応募はもちろんのこと、取捨選択も必要であり、無駄な申請や予算の計上をなくすよう、財源の掘り起こしと身の丈に合った予算編成につながることを願うものであります。

議案第63号令和元年度大木町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、第1決算審査特別委員会に付託されました所管課の全ての審査を終え、採決を行い、全委員原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、第1決算審査特別委員会の審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第1決算審査特別委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

報告の途中ですが、場内暑い方は上着を取られても結構です。

続いて、第2決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長 第2決算審査特別委員会に付託されました案件、議案第63号令和元年度大木町一般会計歳入歳出決算認定についての当委員会の審査結果の報告をいたします。

去る9月8日、9日、10日の3日間にわたり、健康課、税務町民課、環境課、生涯学習課、学校教育課、福祉課、こども未来課の順に全委員6名が出席し、各担当課長、担当係長の出席、説明を求め、審査を行いました。

本会議の中で、一般会計歳入歳出決算書及び主要な施策の成果、さらに監査委員による決算審査意見書等で既に報告済みではありますが、詳細説明資料の提出を求め、審査を実施したところであります。

健康課の審査結果について。

毎年のことではあるが、健康福祉センターの将来が課題となり、今後、町としてどうやっていくのかという部分が明確に見えない。今年当初の予算委員会でも多額の予算を使って修繕し、延命を図っていく計画はいいが、中長期的な目線で計画的な工事を行ってほしいとの要望を出していた。行き当たりばったりで出てくる修繕費等を毎年計上するより、例えば10年後まではこの建物を存続させるための修繕費を幾らまでに抑え、それ以上かかる場合、もしくは10年後は確実に建て替えるための費用をどうやっていくのかという計画を立てないことには、かかった費用だけがむなしく、予算として使用されるのは大変忍びない。繰り返し要望するが、この計画だけは早急に実行してもらいたい。

しかし、コロナウイルスの混乱の中、町民の健康増進、病気予防のための健診を意識してもらい、周知不足を補い、行動に移してもらおう町民の健康に対する取組みは評価すべきところであり、執行部の努力が見える。それとは裏腹

に、全体的に不用額が若干多いように見られ、町民自らが行動を起こしてもらうことへの創意工夫が必要と考える。県内での医療費が高いことを考えると、もう一歩進んでもらえることに期待したい。

税務町民課の審査について。

本年度決算審査については特に問題ないと判断する。

環境課の審査について。

本町のごみ袋は、印刷代として200万円もの費用がかかる。ほかの市町村では、ごみ袋に地元企業の宣伝広告がついているところもある。本町も、スポンサー企業に当たってみて少しでも費用削減をしてみてもと提案している。

浄化槽に関しては、テナント、事業系への補助が一向に進んでおらず、本町の産業発展に向けての一歩として前向きに取り組んでもらいたい。地球温暖化防止対策支援に関連しての予算は執行されているが、町として何か変化が起きているのか、いまいち感じ取ることができない。

委託料として、九州大学との連携協定に基づく大木町デザイン計画作成も掲げているコンセプトは大変すばらしいものではあるが、果たしてこれが実現するのか疑問は残るが、ただの打ち上げ花火にならないように進めてもらいたい。今回の補正予算でも1,000万円という大きな予算を使つての事業が町にとって、町民にとってどのように大切なことなのか、そして気候非常事態宣言を掲げた町として、目標が抽象的であり、今後どうなっていくのか見えない部分がある。何をやればいいのか、何をどうすればいいのか、もっと具体的に数値や形として目標があると町民や職員のやる気にもつながると思う。

生涯学習課の審査について。

文化財の看板修繕費用として修理費が計上されているが、町内業者の事情で予算が執行できないという状況が起きている。今後、1つに絞るだけではなく、

ほかの業者を探しておく必要がある。毎年のことではあるが、文化財の埋蔵物マップ作成を要望しているが、実現までは至っておらず、引き続き要望した。

町内の体育行事のための調整会議を毎年6月に体育協会加盟団体と行っているとのことだったが、コロナウイルス等の諸事情で行事ごとが中止になることなどを踏まえると、調整会議は6月ではなく年度末の3月に行ったほうが幼稚園、保育園などの運動会など、予定が組みやすいのではないかと提案した。

運動公園にはトイレが少なく、みんなの広場にはトイレがなく、各団体からトイレ設置の要望が上がっている。議会としては、開設の当初から要望していたが設置に至らず、結果、必要となる声が大きくなっている。予算の都合もあると思うが、町内の地元住民の声や議会の意見を考慮し、町と町民の意見等が一体化していないことには町民のための事業が執行部のみの事業で自己満足に終わってしまうのではないかと危惧している。

学校教育課について。

学校給食共同調理場は、特段意見はないが、建物の経年劣化を考えると年々修繕料が増えていくことが予想される。建物の増改築を含めた中長期計画を考えていくことも必要と考える。

小・中学校については、コロナウイルスでの影響により、3密回避で環境をよくするためにエアコンをつけた状態で窓を開けており、大変効率が悪い。近年の気温上昇に伴う熱中症防止を含め、教師や生徒が環境のよい状態で授業が行えるよう、光熱費を惜しまず利用してもらいたいとの要望をしている。学校行事に限らず、教育に関しては、町や先生だけでなく、地域の住民の協力によって成り立っている事業もある。また、PTA行事や見守り隊など、学校だけでなく、町、地域全体で子供たちを支援している、こういった裏方的存在である地域の方々は全てボランティアであり、子供たちのためということで協力し

てもらっている。もっと手厚い待遇が望ましいと思うが、せめて町からお手伝いをお願いし、委嘱させていただくという姿勢で地域の方々に意識してもらうことも大切だと思う。

福祉課について。

配食サービスの利用が減っているとの報告を受けたが、年々高齢者が増えていることを考えると本来増えるべき事業であると思っていたが、サービス利用者は減少傾向にあった。町内利用者は、高額であるはずの民間業者を利用しているとのことで、このことは何らかの要因があり、利用者に対し、利用が減っている原因を追及し、サービスの向上を図るためにも利用者に対しアンケート調査を試みることを提案した。

こども未来課について。

補助金も多い課であるため、事業が多く、仕事量が増えている傾向がある。さらには、コロナウイルスの影響で助成金が増え、仕事にも影響が出ており、本来予算執行すべき事業が執行されていない部分が目立つ。人員不足もあると思うが、今回の影響でしわ寄せが来ている感じが否めない。

全体的に感じたことは、新型コロナウイルス感染症による影響で各課で計画していた行事、講演等がなくなり、不用額が多いことが散見された。しかし、この新型コロナウイルス感染症はいまだ終息が見えず、冬が到来し、同じように感染が拡大し、混乱することも予想される。行事、講演会等もオンラインでできる時代であり、そういったことで対応していくことも必要と考える。

実際に、不用額として計上されている項目が多く、原因がコロナウイルスということは致し方ないものと理解できる。しかし、執行部にとっては事業の一つができなかったことだけにとどまらず、ひいては町、町民のための事業ができなかったことになる。コロナウイルスという大義名分でできなかった事業は、

そのことを理由で片づけ、終わるのではなく、できなかった事業を今後どうするのか、町、町民のためにどうやっていくのかという提案がないことが多く、意気込みを感じるができなかったことが残念なところである。

そして、どの課でも一人一人の職員の業務量が多くなっているのではないかという心配である。コロナウイルス関連など、今までに経験したことのない状況での対応や、毎年のように起こる災害等への対応など、業務量が増えたのではないかと思う。もともと職員の数が多いわけでもなく、限られた数の中で課を兼務している課長も数名存在しており、以前では考えられない状態が続いている。職員の数自体が少なくなっているのは要因として考えられるが、町民への行政サービスの影響が出てくるのは問題である。もちろん、課にも偏りが出てくると思うが、業務量が増えるということは残業が増え、休日出勤も多くなり、職員のストレス、健康にも影響が出てきているのではと想像する。

町は、町民に対し、健康増進を図ることを推進しているが、それにはまず手本となるべき役場職員自体が健康な状態でなければならない。大木町役場職員のスローガンの4項目めに健康づくりに役場職員が率先して取り組みますと掲げている以上、足元の庁舎内の職員の健康にも目を配ることが必要である。議会での課長の答弁、職員の顔色等に覇気が薄れていると感じているのは私だけであらう。

それと、今回の決算審査に限らず、予算審査でも感じていることがあり、予算を執行した事業に対してもっと自信を持って報告すべきだと感じる。どこか自信のなさから物足りなさ、不安が伝わってくる。自分が自信を持って問題なく執行した事業であるなら、全ての質問に対し堂々と答えることができるのではないか。どこかその場を乗り切るためだけの答弁に聞こえるのは私だけだろうか。

ある課長は、全ての事業に対し、議会の皆さんに納得がいただけるまで丁寧に答えますとおっしゃっていただいた。これは自信を持って事業を行ってきた理由だと思う。これは我々議会と執行部の根本的な考え方の違いではないかと考えてしまう。私だけかもしれないが、執行部のスタンスはできない、もしくはできなかった理由を一生懸命考えているように見える。我々議会、いや私はこの事業をどうやったらできるだろうかと考える。執行部と議会が一緒になってどうやったらできるだろうかとお互い知恵を出し合って事業を成し遂げていくことにより、町民にとって本来必要な事業がなし得るのではないだろうか。

あくまで町民の負託をいただいている議会の意見は町民の意見であり、常に町民目線で考えている。執行部が提案した事業が全て正しいのであれば議会は存在意義がないのであり、一度立ち止まって本当にその事業が適切なのか、正当なのか、議会の承認が必要であれば議会の提案にも応えていただきたい。来年度予算審査時に今回の要望がどういう結果になっているのか大変期待するところである。

以上で、第2決算審査特別委員会に付託されました所管課全ての審査を終え、令和元年度大木町一般会計歳入歳出決算は原案のとおり認定し難いものであったが、期待を込めて認定すべきものと全員賛成により決定したことを報告します。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第2決算審査特別委員会、益田委員長、ありがとうございました。

それでは、これから討論を行います。討論ありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第63号令和元年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する両委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、各委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第63号令和元年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩をいたします。再開を10時半といたします。

休憩	10時17分
再開	10時30分

議長 再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。日程第3、議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第65号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ関連がございますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号、議案第65号については一括議題といたします。

本案は、去る9月4日に第2決算審査特別委員会に付託されておりましたので、第2決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長 本会議において第2決算審査特別委員会に付託された議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計予算について、審査結果の報告をします。

歳入決算額は16億6,157万6,636円、歳出決算額は16億7,7

92万4,559円であり、1,634万7,923円の赤字決算となっており、昨年に引き続き、歳入不足を補填している。歳入において、国民健康保険税は現年度分の収納率は96.5%、滞納繰越分の収納率は24.5%と昨年度より率としては増加しているものの、収入未済額が4,707万1,325円となっていることから、未収納金の徴収に努力してもらうよう期待する。今後も、国民健康保険料は高額になっていくことが予想されることから、医療費抑制のための保健事業を実施し、適切に対応していくことを望みます。

以上、審査結果、令和元年度大木町国民健康保険特別会計決算は原案のとおり認定すべきものと、全員賛成により決定したことを報告いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計。

第2決算審査特別委員会に付託された議案第65号令和元年度後期高齢者医療特別会計決算について、審査結果を報告します。

歳入決算額は1億8,492万6,244円、歳出決算額は1億7,773万300円であり、719万5,944円の黒字決算となっている。福岡県後期高齢者医療広域連合が運営を行うが、直接関係のある被保険者の移動、保険証の交付など窓口業務や納付書の発行、保険料の徴収事務は町が行っている。

特段の質問はなく、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算について、審査結果の委員長報告といたします。

議長 委員長の報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第2決算審査特別委員会、益田委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。議案第64号、議案第65号について討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第3、議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第65号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決も起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第65号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第66号令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案は、去る9月4日に第1決算審査特別委員会に付託されておりましたので、第1決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 第1決算審査特別委員会に付託されました議案第66号令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、審査結果の報告をいたします。

去る9月9日、議会会議場において、建設水道課長、課長補佐、水道係長の出席の下、委員全員参加により、詳細な説明を受け、慎重に審議を行いました。

水道の配水、給水状況については、年間配水量が約118万5,000立方メートル、前年に比べ0.62ポイントの増となっております。

また、給水人口は1万4,040人、有収水量は約112万立方メートル、配水量に対する有収率は94.5%で、対前年比0.2ポイント減少していま

す。

また、令和元年の年間総配水量は118万5,000立方メートルで、1日最大配水量は3,787立方メートルで、前年度より110立方メートル減少しています。

おいしい水の安定化供給は当然のことながら、水道料金については町民にとって最も日常生活に密接なものであるから、事業経営の効率化、経済性の追求に努められ、低料金で提供できることを切に要望したところであります。

最後に、第1決算審査特別委員会に付託されました案件、議案第66号令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、審査を終え、採決を行い、全員原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、第1決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第1決算審査特別委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第5、議案第66号令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第66号令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6、議案第71号町道の路線の認定についてを議題といたします。

本案は、去る9月4日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、総務建設産業常任委員会委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 町道の路線の認定について委員長報告をいたします。

令和2年第4回大木町議会9月定例会に提案されました議案第71号町道の路線の認定については、総務建設産業常任委員会に付託されました。

去る9月9日、建設水道課長、課長補佐による書類審査と現地調査を実施し

ましたので、その報告をいたします。

認定しようとする路線は、他の町道と接続するもので、寄附採納物件です。現地の実測調査を行った結果、寄附採納要件、町道認定要件をいずれも満たしておりました。

今回、申請のあった路線は新しく開発された場所で、審査の結果、原案のとおり町道の認定をすべきと判断いたしました。

総務建設産業常任委員会に付託されました議案第71号町道の路線の認定については、全委員が原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

総務建設産業常任委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。議案第71号について討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第6、議案第71号町道の路線の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務建設産業常任委員会委員長の報告は可決です。

日程第6、議案第71号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第71号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 発議第2号、令和2年9月18日、大木町議会議長、中島和正殿。提出者、大木町議会議員、中島宗昭。賛成者、同じく、徳永伸行。同じく、増田隆一。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、大木町議会会議規則第13条の規定により提出します。

次のページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理・合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月、福岡県三潴郡大木町議会議長、中島和正。

次のページの機関に送付を考えております。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出議員の説明を求めます。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 この意見書は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、お願いするものです。

ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済、また社会的に影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。

本町におきましては、町民の皆様方の自主的な感染対策を講じられ、幸いにして最小限の感染者数にとどまっていると考えます。

しかしながら、今後の町財政運営においては、大幅な地方税、地方交付税の減少が予想され、かつてない厳しい状況となることと危惧いたします。

今後、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためにも、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保と充実を求めていくこ

とが重要であり、大木町議会として国に強く要請活動を行うもので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いするものです。

以上。

議長 提出議員の説明を終わります。

提出議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

中島宗昭議員、ありがとうございました。

お諮りいたします。発議第2号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

省略することについて採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

挙手多数

議長 挙手多数です。発議第2号、本案については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

日程第7、発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案発議第2号、本案については原案のとおり可決されました。

意見書については、各機関に送付することにいたします。

日程第8、大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9、大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10、諸般の報告を行います。

議員派遣の件12件について、大木町議会会議規則第118条の規定により、議長において許可をしておりました。

お手元に配付いたしておりますとおり、その結果について派遣議員より報告がっておりますので、ここに報告といたします。

次に、お諮りいたします。本会議において議決されました案件で、誤読などにより条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で条項、字句、数字、その他整理を要する部分につきましては、議長に委任することに決定しました。

日程第11、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、7番、益田隆一議員、8番、菰方英二議員、お二人を指名いたします。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第4回大木町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会　　10時53分

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 中 島 和 正

7 番 益 田 隆 一

8 番 菰 方 英 二